

賛助会員 規定

一般社団法人 日本ソムリエ協会

<年会費>

- ・年会費は前年の年末（12月末日）までに納入すること。
- ・年会費の納入が前年の年末（12月末日）までに確認できない場合は、以後機関誌をはじめとする例会・分科会セミナー等の案内の送付を停止する。年会費の入金が確認出来次第、発送を再開する。
- ・年会費を納入しなければ、あらゆる会員特典（例会・分科会セミナーへの参加、機関誌の送付、会員価格での物品購入等）を受けることが出来ない。
- ・事前に年会費の納入がなく例会・分科会セミナーに参加する場合は、当日に年会費を納入していただくこととする。
- ・年会費を2年以上滞納した場合、会員の資格を喪失し、以後協会に再入会することは出来ない。

<退会>

- ・退会は、所定の届書に必要事項を記入し、協会宛てに提出しなければならない。
- ・電話による退会連絡は正式な退会とはみなさない。必ず届書の提出をすること。
- ・退会の届出は、前年の年末（12月末日）までに提出しなくてはならない。
- ・協会の会計年度は1月～12月となっている。そのため、新年度に入ってから退会の届出を提出した場合、新年度の年会費を納入後、新年度末日の退会とする。
- ・年会費の滞納がある場合は、必ず未納の年会費を納入後の退会とする。
- ・年会費を2年以上滞納した場合、会員の資格喪失（定款第3章第10条1項）による退会とし、以後協会に再入会することは出来ない。